

岐阜県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）の概要について

1 制定する条例

岐阜県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）

2 条例制定の理由

児童福祉法(昭和22年法律第164号)が改正され、県の設置する一時保護施設の設備及び運営について、都道府県条例で基準を定めることとされたことに伴い、岐阜県の一時保護施設に係る基準について定めるものです。

児童福祉法第十二条の四 児童相談所には、必要に応じ、児童を一時保護する施設（以下「一時保護施設」という。）を設けなければならない。

②都道府県は、一時保護施設の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な生活水準を確保するものでなければならない。

3 基準府令

児童福祉法において条例で定めるべき基準は、令和6年4月1日に施行された一時保護施設の設備及び運営に関する基準（令和6年内閣府令第27号。以下「府令」という。）において、府令で定める基準に従い定めるもの(以下「従うべき基準」という。)、府令で定める基準を参酌するもの(以下「参酌すべき基準」という。)に区分して設けることとされています。

<主な概要>

【文頭の丸印】

- =従うべき基準:条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの。
- =参酌すべき基準:地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの。

(1) 一時保護施設の第三者評価

- 一時保護施設は、自らその行う業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(2) 児童の権利擁護等

- 一時保護施設において一時保護を行うに当たっては、児童に対し、児童の権利、児童の権利を擁護するための仕組み、一時保護を行う理由等について、年齢、発達の状況その他当該児童の事情に応じた説明を行わなければならない。
- 一時保護施設は、正当な理由なく、児童の権利の制限をしてはならない。また、施設等により児童の行動を制限してはならない。
- 一時保護施設は、合理的な理由なく、児童の所持品の持ち込みを禁止してはならない。
- 一時保護施設の職員は、入所中の児童に対し、児童虐待その他当該児童の心身に有害な影

響を与える行為をしてはならない。

(3) 設備の基準

- 児童の居室、学習等を行う室、屋内運動場又は屋外運動場、相談室、食堂、調理室、浴室及び便所を設けること。
- 児童ができる限り良好な家庭的環境において安全にかつ安心して暮らすことができるよう、ユニットを整備するよう努めること。
- 児童の居室の定員は、4人以下とし、その床面積は、1人につき4.95平方メートル以上とすること。ただし、乳幼児のみの居室の定員は、6人以下とし、その床面積は、1人につき3.3平方メートル以上とすること。(面積は●)
- 少年(小学校就学～満18歳に達するまで)の居室の一室の定員は、1人とするよう努めるとともに、その床面積は、8平方メートル以上とするよう努めること。
- 居室、浴室及び便所は、入所する児童の年齢、性別、性的指向及びジェンダーアイデンティティ等に配慮すること。
- 児童の生活の場は、児童のプライバシーの保護に十分に配慮した環境を整えること。

(4) 職員

- 一時保護施設には、児童指導員、嘱託医、看護師、保育士、心理療法担当職員、個別対応職員、学習指導員、栄養士又は管理栄養士及び調理員を置かなければならない。
- 児童指導員及び保育士の総数は、満2歳に満たない幼児おおむね1.6人につき1人以上、満2歳以上満3歳に満たない幼児おおむね2人につき1人以上、満3歳以上の児童おおむね3人につき1人以上とする。
- 心理療法担当職員の数は、児童おおむね10人につき1人以上とする。
- 学習指導員の数は、児童の人数に応じた適切な数とするよう努めなければならない。

(5) 夜間の職員配置

- 一時保護施設(ユニットを整備しないものに限る。)には、夜間、職員2人以上を置かなければならない。
- 一時保護施設(ユニットを整備するものに限る。)には、夜間、一のユニットごとに職員1人以上を置かなければならない。

(6) 一時保護施設の管理者等

- 一時保護施設には、人格が高潔で識見が高く、一時保護施設を適切に運営する能力を有する者を管理者として置かなければならない。
- 一時保護施設には、職員の指導及び教育を行う指導教育担当職員を置かなければならない
- 指導教育担当職員は、一時保護施設における業務又は児童相談所における児童の福祉に係る相談援助業務に通算しておおむね5年以上従事した経験を有する者でなければならない。
- 一時保護施設の管理者及び指導教育担当職員は、2年に1回以上、一時保護施設の運営に関する必要な知識の習得及びその資質の向上のためのこども家庭庁長官が指定する者が行う研修又はこれに準ずる研修を受けなければならない。

(7) 衛生管理等

- 一時保護施設に入所している児童の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。
- 一時保護施設は、入所している児童に対し清潔な衣服を提供しなければならない。

(8) 児童の健康状態の把握

- 入所した児童の健康状態を把握するために、当該児童の状況等に応じ、医師又は歯科医師による診察その他の必要な措置を講じなければならない。

(9) 教育等

- 学校に在籍している児童が適切な教育を受けられるよう、当該児童の希望を尊重しつつ、その置かれている環境その他の事情を勘案し、通学の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

4 条例の対象施設

中央子ども相談センター一時保護所 飛騨子ども相談センター一時保護所

5 条例制定にあたっての考え方

条例制定にあたり、外部有識者等の意見を聴取し検討したところ、当県の実情に府令で示された従うべき基準、参酌すべき基準と異なるとすべき地域的な特殊性及び特段の事情がないため、当該基準と同じ基準を条例において定めることとします。

6 施行予定日

公布の日（令和7年第1回岐阜県議会定例会上程予定）